

<研究ノート（会計学）>

## 再評価と減損処理の関係 – イギリス固定資産会計 –

小野正芳

### 要旨

イギリスでは、有形固定資産に対して減損と再評価という2つの評価替えが行われる。減損の処理は減損の兆候がある場合に必ず求められる処理であるが、有形固定資産に付される金額に関する矛盾、有形固定資産の定義に関する矛盾、減価償却の処理に関する矛盾、自己創設のれんが計上されてしまうという矛盾という4つの問題が生じる可能性がある。一方、再評価は企業の任意で実施される。この再評価によって、減損の処理が行われる場合の矛盾のほとんどを解消できる可能性がある。本稿では、有形固定資産をその使用期間にわたって同じように処理していくためには、減損だけではなく再評価も同時に行う必要があるという可能性を指摘している。

### キーワード

企業にとっての価値、取替原価、使用価値、正味実現可能価額、減損損失、減価償却の基礎となる金額

### 目次

- I はじめに
- II イギリスにおける固定資産処理の概要
- III 固定資産処理の体系
- IV 固定資産の再評価による減損会計の問題の解決の可能性
- V おわりに

## I はじめに

イギリスでは、会計基準審議会（Accounting Standards Board：以下、ASBという）によって設定された財務報告基準書第11号『有形固定資産および営業権の減損』（以下、FRS11という）および財務報告基準書第15号『有形固定資産』（以下、FRS15という）において、有形固定資産の処理が規定されている。FRS15では有形固定資産の取得、再評価、減価償却についての規定がなされ、FRS11では減損処理についての規定がなされている。

近年では、イギリス以外でも様々な国々において、有形固定資産の減損処理を求める会計基準が設定されている。その一方で、減損以外の有形固定資産の再評価を求めることを認めているのは、イギリス、オーストラリア、国際会計基準など、少数派である。

再評価が認められない場合であれば、簿価が切り下げられる面だけを見ることによって、減損損失を認識・測定する根拠およびその効果を説明することが可能であろう。それに対して、減損損失という簿価の切り下げと再評価による簿価の切り下げが、会計基準の体系の中で共存している場合、それはどのように説明されるのであろうか。現時点では、それがどのように異なるのかは必ずしも明らかではない<sup>(1)</sup>。

イギリスでは「固定資産（土地および建物）を定期的に再評価するという慣行がある<sup>(2)</sup>」といわれている。とすれば、減損会計が適用されると同時に、再評価によって簿価が切り下げられる場合、その慣行は何を意味するのであろうか。本当に慣行だけの問題であらうか。

本稿では、イギリスの会計基準を題材として、有形固定資産に焦点を絞って、減損と対比しながら、有形固定資産が再評価される場合の処理がもつ意味を検討する。イギリスで有形固定資産の再評価が行われる理由として先に述べた慣行があげられるのであるが、他にも意味があるのではないだろうか。このことが本稿での問題意識の基礎にある。

## II イギリスにおける固定資産処理の概要

イギリスにおいて、有形固定資産は当初その原価で測定される<sup>(3)</sup>。そして、有形固定資産の原価は、その耐用年数にわたり組織的方法 (systematic basis) によって配分される<sup>(4)</sup>。

有形固定資産を再評価するという会計方針を選択している場合、その繰越簿価 (carrying amount) は、貸借対照表日のカレント価値 (current value) とされる<sup>(5)</sup>。有形固定資産が再評価される場合、次の基準 (valuation basis) に基づいて再評価される<sup>(6)</sup>。

(a) 非特化型土地・建物 (non-specialised property) : EUV (existing use value)

(b) 特化型土地・建物 (specialised property) : 減価償却後の取替原価

(c) 余剰土地・建物 (properties surplus to an entity's requirements)

: 正味実現可能価額

(d) 土地・建物 (property) 以外の有形固定資産:

正味実現可能価額または減価償却後の取替原価

ここで特化型土地・建物とは、その特化した性質 (specialised nature) のため、オープンマーケットでめったに売却されない (できない) 土地・建物をさす<sup>(7)</sup>。建設的、規模的、地理的、性能的な観点から他社にとって価値がないあるいは市場で売却できないという性質を持つ土地・建物である。非特化型土地・建物とは、現に使用している特化型土地・建物以外の土地・建物である。

そして、特化型土地・建物は減価償却後の取替原価で再評価され、非特化型土地・建物はEUVで再評価される。ここでEUVとは取替原価の概念により近づくための基礎であり、類似の土地・建物に関する市場取引の証拠を考慮した市場価値の見積であるとされる<sup>(8)</sup>。すなわち、取替原価の近似値とはなるものの、様々な用途を想定している市場参加者が考える価値が適正な評価額とされるべきと考えられているのである。そして、積極的な売り手が存在すること、特殊

な利害を有すると予期される購入者による追加的な（別の）購入交渉を考慮しないこと、といったことを仮定し、評価日における土地・建物の売買が現金を対価として実行される場合の価格指標であるため<sup>(9)</sup>、当該有形固定資産の買い手の立場に立って取引価格を故意につり上げるような市場参加者がいない状況を想定した市場購入価格相当額と言えるものである。すなわち、当該有形固定資産の中古市場を仮定し、そこで行われる当該有形固定資産の売買において付される買い手側の金額を意味することになる。

これに対して特化型土地・建物を評価する際に用いられる減価償却後の取替原価は同じ地域にあるあるいは同じ用途である土地の集計金額（aggregate amount）、または同じ機能を持つ建物から年数、状態、経済的・機能的陳腐化などを適切に差し引いた集計金額である<sup>(10)</sup>。つまり、対象不動産と「同等の効用をもつ不動産を想定して、現在の標準的な使用資材および設計によって積算して求める<sup>(11)</sup>」ことになり、新品の市場を想定して、そこで売買される金額を見積もり、そこから企業が所有する現在の有形固定資産の状態まで減価償却を行ったと仮定した場合の金額を意味することになる。

イギリスでは、以上のような評価基準に基づいて、有形固定資産の再評価が行われることになる。

再評価において生じる再評価益は、再評価積立金（Revaluation reserve）として総認識利得損失計算書に計上されるのに対して、再評価損は減価償却後の歴史的な原価に達するまで総認識利得損失計算書に計上され（換言すれば、以前に認識された再評価益である再評価積立金を取り崩し）、それを超える再評価損がある場合には損益計算書に計上される。ただし、資産の回収可能価額（使用価値と正味実現可能価額のうち高い方）がその再評価額よりも大きい場合、その差額である再評価損失は総認識利得損失計算書に計上される<sup>(12)</sup>。

一方、使用中の有形固定資産について、ある事象や環境の変化によって、当該資産の繰越簿価が回収不能であるかもしれないということを示す減損の兆候<sup>(13)</sup>がある場合には減損の処理が必要になる。減損は、固定資産の繰越簿価が回

回収可能価額を上回る場合に認識・測定される<sup>(14)</sup>。繰越簿価と回収可能価額との差が減損損失となり、損益計算書に計上される。ここで回収可能価額とは正味実現可能価額と使用価値のうち高い方である。正味実現可能価額とは、直接的な販売コストを差し引いた資産の処分金額であり、市場価値に基づく金額である<sup>(15)</sup>。一方、使用価値とは資産の継続的な利用と最終的な処分の結果として得られうる将来キャッシュ・フローの現在価値である<sup>(16)</sup>。

再評価の処理および減損処理が行われた場合、その後の減価償却は再評価および減損が行われた後の簿価に基づいてなされることになる<sup>(17)</sup>。

最後に処分が行われた会計期間において、処分に関する利得・損失が正味処分収入と繰越簿価の差額として損益計算書に計上される<sup>(18)</sup>。

数値例を用いて測定値の関係を示すと次の通りである（図中の実線で囲まれた部分が繰越簿価を示す）。

例) 第1期首に取得原価£1,000,000、耐用年数10年、残存価額0の非特化型建物を購入し、定額法で減価償却を行っている。第1期末、第2期末で、当該資産のEUVがそれぞれ£1,080,000、£700,000と計算された。第2期末における当該資産の回収可能価額は£760,000であり、その減価償却後の歴史的な原価は£800,000である<sup>(19)</sup>。

① 1期首：取得原価£1,000,000が簿価とされる。

② 1期末

減価償却：1期首の簿価に基づいて減価償却が行われる。

減価償却費 =  $1,000,000 \div 10年 = £100,000$

減価償却後の簿価 =  $1,000,000 - 100,000 = £900,000$

再評価：当期の減価償却後簿価を再評価額に修正し、再評価損益を計上する<sup>(20)</sup>。

$$\text{繰越簿価} = \text{EUV} = \text{£ } 1,080,000$$

$$\text{再評価益 (再評価積立金)} = 1,080,000 - 900,000 = \text{£ } 180,000$$

③ 2 期末

減価償却：2 期首の簿価に基づき、残存耐用年数 9 年にわたって減価償却が行われる。また、残存耐用年数 9 年にわたって再評価積立金を利益剰余金へ振り替える<sup>(21)</sup>。

$$\text{減価償却費} = 1,080,000 \div 9 \text{ 年} = \text{£ } 120,000$$

$$\text{減価償却後の簿価} = 1,080,000 - 120,000 = \text{£ } 960,000$$

$$\text{再評価積立金} = 180,000 - (180,000 \div 9 \text{ 年}) = \text{£ } 160,000$$

再評価と減損：当期の減価償却後の簿価を再評価額に修正し、再評価損益を計上する。ただし、回収可能価額が再評価額よりも大きい場合には、その差額を再評価損益とする。

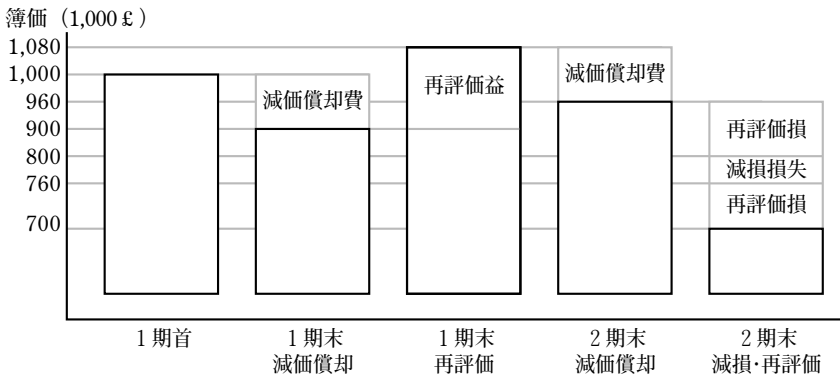
$$\text{減価償却後の歴史的原价} = \text{£ } 800,000$$

$$\text{再評価損 (再評価積立金)} = 960,000 - 800,000 = \text{£ } 160,000$$

$$\text{減損損失} = 800,000 - 760,000 = \text{£ } 40,000$$

$$\text{再評価損 (再評価積立金)} = 760,000 - 700,000 = \text{£ } 60,000$$

以上を図示すると、次の通りである。



### Ⅲ 固定資産処理の体系

#### (1) 減損処理の特徴

以上のように、イギリスでは有形固定資産について再評価と減損が同時に行われる場合がある。そのうち、減損の兆候があり、有形固定資産の繰越価額が回収可能価額を上回る場合には必ず計上されなければならない。なぜなら、「回収可能価額よりも高い金額で財務諸表において繰り越されるべきではない」という見解が受け入れられうる実務であるからであり<sup>(22)</sup>、「簿価は回収可能なものであるべきというのは企業会計に係る基本的な前提あるいは通念として広く受け入れられている<sup>(23)</sup>」ものである。

回収可能価額とは正味実現可能価額と使用価値のうち高い方である。正味実現可能価額とは、直接的な販売コストを差し引いた資産の処分金額であり、市場価値に基づく金額である。いうまでもなく正味実現可能価額は当該有形固定資産に関するキャッシュ・インフローを意味することになる。

一方、使用価値とは、資産の継続的な利用と最終的な処分の結果として得られうる将来キャッシュフローの現在価値である。将来得られうるキャッシュフローは、経営者によって承認された直近の予算計画と首尾一貫したものでなければならない<sup>(24)</sup>。すなわち、当該企業が当該企業特有の有形固定資産利用方法によって得られる将来キャッシュフローを使用価値計算の際の基礎としていることになる。そして、貨幣の時間価値と将来キャッシュフローに関するリスクの影響を反映させる<sup>(25)</sup>ために、見積もられた将来キャッシュフローを割引くことによって、使用価値が計算される。見積もられた将来キャッシュフロー自体にその将来キャッシュフローに関するリスクが組み込まれている場合には、割引は貨幣の時間価値を修正するためだけに行われる。したがって、使用価値も当該有形固定資産に関するキャッシュ・インフローを意味することになる。

## (2) 減損処理の限界

しかしながら、回収可能価額を正味実現可能価額と使用価値のうち高い方とすることによって、有形固定資産取得時から減損が認識されるまでに行われる会計計算、減損が認識された後の会計計算に相違点が出てくる可能性がある。

1つ目の相違点は、有形固定資産取得時の簿価と減損会計適用後の簿価の性質に関する問題である。

有形固定資産取得時には、その取得原価が簿価とされる。すなわち、キャッシュ・アウトフローを意味する数値である。しかし、減損会計が適用されると簿価がキャッシュ・インフローを意味する回収可能価額となる可能性がある。

「取得原価は、取得時における公正価値すなわち当該資産を利用することによって将来得られると期待される正味キャッシュフロー額を表している<sup>(26)</sup>」という指摘もあるが、有形固定資産を取得するには市場で調達することになるため、有形固定資産を調達する企業自らが予測する将来キャッシュフローの現在割引額が取得原価になるとは限らない。あくまでもそれぞれの市場参加者が予測する将来キャッシュ・インフローの現在割引額の平均が市場価格となるはずである。関連する市場がないような特殊な有形固定資産であったとしても、当該有形固定資産の売り手と買い手が交渉することによって売買金額が決定されるであろうから、その際の売買金額も調達側の企業が予測する将来キャッシュフローの現在割引額になることはないであろう。いずれにしても、有形固定資産の取得時点では自らが予測する将来キャッシュ・インフローとは異なる金額で取得することがほとんどであると考えられ、したがって、有形固定資産取得時の簿価は単にキャッシュ・アウトフローを意味する金額としか言えないかもしれない。

それに対して、減損会計が適用されるとその簿価は回収可能価額となる。ここまで説明したように、回収可能価額は有形固定資産を利用する企業自らが予測する将来キャッシュ・インフローを意味する数値である。このように、減損



会計が適用された時点で有形固定資産の簿価に付される金額の性質が異なってしまうことになろう。

2つ目の相違点は、有形固定資産の定義に関する問題である。FRS15では有形固定資産を「物理的実体があり、報告エンティティの活動において、継続的に、財・サービスの生産・供給で使われるため、他人に貸し出すため、管理目的のために所有される資産<sup>(27)</sup>」と定義している。詳しくは後述するが、回収可能価額が正味実現可能価額と使用価値のうち高い方とされるのは、合理的な経営者の投資行動を適切に反映しなければならないという考えからであり、合理的な経営者であれば、正味実現可能価額が高ければ当該有形固定資産を売却するという意思決定を行い、使用価値が高ければ当該有形固定資産を使用し続けるという意思決定を行うであろう<sup>(28)</sup>。使用価値が正味実現可能価額よりも高い場合には、当該有形固定資産を使用し続けるという意思決定がなされるであろうから、有形固定資産の定義を満たすことになるが、正味実現可能価額が使用価値よりも高い場合には当該有形固定資産は売却目的の資産となってしまう。減損会計が適用されてしまうと、当該有形固定資産の表示によって、財務諸表利用者に誤った判断を行わせる可能性がある。

3つ目の相違点は、減損会計適用後の減価償却に関わる問題である。減損会計適用後は、回収可能価額である簿価を基礎として残存耐用年数にわたって減価償却を行うことになる<sup>(29)</sup>。そもそも、減価償却の基本的な目的は、取得原価として記録している当該有形固定資産に対して支払った金額、換言すれば当該有形固定資産から得られる用役の消費分を、その用役の消費によって獲得された収益に対応させるための配分作業である<sup>(30)</sup>。簿価がキャッシュ・アウトフローを意味する金額であれば、減価償却は、購入した用役の消費分の配分としての意味をもつであろうが、簿価がキャッシュ・インフローを意味する金額であれば減価償却の意味が異なるものになってしまう可能性がある。

4つ目の相違点は、減損損失の測定のために使用価値を用いることに対する批判として言われているように、使用価値を使用することによって有形固定資

産の簿価に自己創出のれんが組み込まれてしまうという問題である<sup>(31)</sup>。つまり、使用価値が当該有形固定資産の市場価格を超える場合、その差額は当該有形固定資産を利用する企業特有の理由（営業上のアドバンテージ）によるものであり、自己創設のれんを意味することになる。

先に述べたように、FRS15における割引計算は、割引率を用いて将来キャッシュフローが実際に発生するかどうかというリスクと時間価値を反映させるための手法であり、どのような割引率が用いられるとしても、当該企業が自らの有形固定資産利用方法に基づいて得られうる将来キャッシュフローを使用価値の計算の基礎としている以上、使用価値には自己創設のれんが含まれることになる。したがって、有形固定資産の当初購入時に簿価には含まれていないにもかかわらず、使用価値によって減損損失が測定される場合には有形固定資産の簿価に自己創設のれんが含まれてしまう。さらに、減損適用後の有形固定資産の簿価のうちどれだけが自己創設のれんであるかは、帳簿上不明である。

減損処理自体についてはイギリスだけではなく、世界各国で取り入れられている会計基準であり、価値が低下した有形固定資産についての修正を行うことが求められることを正当化できるところであろうが、回収可能価額を用いて減損の測定を行う場合には様々な問題が生じることになる。

### (3) 有形固定資産の再評価

#### ① 有形固定資産の再評価と企業にとっての価値

減損の他に、イギリスでは有形固定資産の再評価が認められている。ASBは、資産の現在における価値が企業にとっての価値モデルに言及することによって決定され、エンティティーが現在の事業を現在の規模（あるいはそれ以上）で継続するとすれば、その事業で使われている有形固定資産に関する企業にとっての価値は、通常、取替原価となり、非特化型資産に関して、EUVが取替原価

の概念により近づくための基礎であると述べている<sup>(32)</sup>。

企業にとっての価値は、企業が合理的に活動するという前提のもとで、使用価値、正味実現可能価額、取替原価を比較することによって決定される。最初に、使用価値と正味実現可能価額のうち大きい方が決定され、回収可能価額とされる。「もし現在価値（使用価値と同義—引用者）が高ければ、企業は使用するための当該資産を保有するであろう。一方、正味実現可能価額が高ければ、企業は当該資産を売却しようとするであろう<sup>(33)</sup>。」企業にとっての価値モデルではこれを剥奪価値として認識する。もし当該資産を剥奪されたとすれば、企業がどの程度の損失を被るのかと考えるのである。すなわち、当該資産を剥奪された場合、使用価値が高ければ使用価値に相当する損失を被るのであり、正味実現可能価額が高ければ正味実現可能価額に相当する損失を被ることになる。したがって、「資産を所有する企業（所有者）による資産の合理的有効利用に関連する所有便益<sup>(34)</sup>」が決定されることとなる。なお、正味実現可能価額と使用価値のうち高い方を回収可能価額という。

次に、先ほど決定された回収可能価額と取替原価のうち小さい方を決定する。ここでも、当該資産を剥奪された場合に被るであろう損失という形で認識する。取替原価が回収可能価額よりも高ければ、当該資産を剥奪された場合、再び当該資産を取得することによって回収可能価額に相当する金額を手に入れることができる。すなわち、「資産を剥奪される前の状態に戻るための金額の最大値は取替原価である<sup>(35)</sup>。」

一方、回収可能価額が取替原価よりも小さければ、「資産を取り替えても、その取替原価を回収することはできないため、企業は当該資産を取り替えない<sup>(36)</sup>」であろう。したがって、回収可能価額をもって企業にとっての価値とされる。

ただし、「ほとんどのケースにおいて、エンティティーが資産を収益的な使用（profitable use）に供している場合、その資産の最も収益的な使用における価値はその取替原価を超える<sup>(37)</sup>。」なぜなら、収益的な使用、換言すれば経済的に合理的な意思決定に基づく有形固定資産の使用を前提とすれば、その資産を使用することによって利益を獲得することができるために、有形固定資産への

投資（購入）が行われると考えられるからである。そうであれば、一般的には、取替原価が回収可能価額を超えると考えられる。

すなわち、『企業にとっての価値』というのは、仮に、ある資産が突然剥奪されるとすれば、剥奪が生じる前のものとの状態（原状）に回復させるために必要な額であって、剥奪される資産と同等の資産を再購入（または再取得）するために支払わなければならないであろう額を決して超えることはあり得ない、と考えられるからである。・・・ゆえに、『企業にとっての価値』の上限は、常に「取替原価」によって設定されている<sup>(38)</sup>といえよう。

## ② 企業にとっての価値とFRS15における有形固定資産の評価基準との関係

以上のように、企業にとっての価値に基づいて評価基準を決定しようとする場合、通常の場合、取替原価になることが考えられる。しかし、FRS15では有形固定資産の区分ごとに評価基準が規定されている。企業にとっての価値という考え方に基づくと、通常は取替原価が有形固定資産の評価基準となるはずであるのに、FRS15では取替原価以外の評価基準で再評価される有形固定資産が存在するのはなぜであろうか。

企業にとっての価値に基づく場合、使用価値、正味実現可能価額、取替原価という3つの属性値の中から1つの属性値が選択され、評価基準とされる。その選択は各属性値の大小関係に依存し、次の6通りである。FRS15では、土

	状態	評価基準
(a)	$PV > NRV > RC$	RC
(b)	$PV > RC > NRV$	RC
(c)	$RC > NRV > PV$	NRV
(d)	$RC > PV > NRV$	RV
(e)	$NRV > RC > PV$	RC
(f)	$NRV > PV > RC$	RC

PV:使用価値  
NRV:正味実現可能価額  
RC:取替原価

地・建物（property）とそれ以外の固定資産に分けて評価基準を規定している。これは、「固定資産、特に不動産を再評価し、その再評価額を財務諸表に表示することが次第に一般化してきている。こうした実務慣行は財務諸表の利用者に有益かつ適切な情報を提供するものである<sup>(39)</sup>」ことから<sup>(40)</sup>、

土地・建物の評価基準を独立させたものと考えられる。

(a)  $PV > NRV > RC$  のケース

(a) のケースでは、企業にとっての価値は取替原価となる。このような大小関係が成り立つ資産として、非特化型土地・建物を挙げることができる。

Whittingtonは次のように述べている。「以前は農業かあるいは（エーカーあたりの利益の観点から）あまり利益を得ることができない他の活動のためにしか適していなかった土地が、都市地域の広がりによって、高い利益を獲得できる代替的用途に向くようになることがある。例えば、古い倉庫用地が、住宅やオフィス開発用に適するようになったと仮定する。このような場合、利益を獲得している企業が倉庫用に土地を継続的に利用することは正当化でき、このことは十分あり得ることである。したがって、使用価値  $>$  正味実現可能価額である。このような場合、使用価値  $>$  正味実現可能価額が保有意思決定を示すことになるが、正味実現可能価額  $>$  取替原価が売却意思決定を示すことにもなる。この2つ目の関係は、以上の例において明らかに起こりそうである。企業が貯蔵設備を保有することは極めて価値のあることであるけれども、企業が特定の目的で保有する必要もない<sup>(41)</sup>。」

この例は、これまで使用してきた土地・建物に別の使い道が現れたという例であるから、FRS15における土地・建物のうち、非特化型土地・建物を説明するものであると考えることができる。企業にとっての価値を決定する論理から言えば、評価額は取替原価となるべきなのであるが、Whittingtonの記述は、現実問題として、別の用途に転換する（売却を含む）という選択肢も経営者の視野に入る可能性が極めて高いことを意味する。そのため、取替原価のみが唯一有用な評価基準とはならない可能性を持っている。

FRS15によると、非特化型土地・建物をEUVで評価することを求めている。先に述べたように、EUVは取替原価の概念により近づくための基礎であり、類

似の土地・建物に関する市場取引の証拠を考慮した市場価値の見積であるとされる。すなわち、様々な用途を想定している市場参加者が考える価値が適正な評価額とされるべきと考えられているのであり、その上でEUVを算定する際に考慮すべき点として、取引価格を故意につり上げるような市場参加者がいない状況を想定した市場を想定する。したがって、当該有形固定資産の中古市場を仮定し、そこで行われる当該有形固定資産の売買において付される買い手側の金額を意味することになると考えられるのである。この点でEUVは正味実現可能価値とも異なることになる。

FRS15における非特化型土地・建物はこのような状態にあると考えられ、企業にとっての価値の観点からは取替原価とされるべきであるが、現実的な問題から市場取引を加味したEUVで評価されることになったと考えることができる。

#### (b) $PV > RC > NRV$ のケース

(b) のケースでは、企業にとっての価値は取替原価となる。このような大小関係が成り立つ資産として、まず、譲渡不能な耐久財をあげることができる。譲渡不能な耐久財とは「高度に特殊性を持ち、したがって中古品市場が存在しない類の資産<sup>(42)</sup>」であり、「例えば、製鉄業における溶鉱炉を挙げることができるが、当該企業の他のものにとって価値があるものではなく、需要はほとんど存在しない。ゆえに、正味売却価値はスクラップ価値同然なものとなる。場合によっては除去費用がかかり、マイナスになるであろう<sup>(43)</sup>」資産である。このことから、使用価値 $>$ 正味実現可能価値であることがわかる。溶鉱炉を考えると、溶鉱炉への投資を行うことによって、それ以上の収益をあげることができると考えられたために投資が行われたのであり、使用価値 $>$ 取替原価であると考えられる。また、第三者にとっては価値がないあるいは中古品市場が存在しないといった理由で売却価値は非常に低額になることから、取替原価 $>$ 正味

実現可能価額であると考えられる。

通常であれば、FRS15における特化型土地・建物はこのような状態にあると考えられ<sup>(44)</sup>、取替原価で評価することが企業にとっての価値の観点からも論理的である。

また、土地・建物以外の有形固定資産についても、通常、使用価値>取替原価>正味実現可能価額という関係が成り立つであろう。「実際に、中古の特化型資産を購入することはしばしば不可能である<sup>(45)</sup>。」中古の特化型資産を購入することが不可能であるということは、中古の特化型資産の市場が存在しないことを意味する。中古の特化型資産の市場がないということは、中古の特化型資産を売却できないことも意味する。つまり、譲渡不能耐久財と同様に、正味実現可能価額はスクラップ価値同然なものとなろう。しかし、その資産を利用することには何の問題もなく、そこから多くのキャッシュインフローを得ることができるゆえに当該資産は使用されるであろう。したがって、企業にとっての価値の観点からは、通常の状態である土地・建物以外の有形固定資産が取替原価で評価されるべき資産となる<sup>(46)</sup>。

### (c) RC>NRV>PVのケース

(c) のケースではこの場合、企業にとっての価値は正味実現可能価額となる。このような大小関係が成り立つ資産として、ゴーイング・コンサーンとしての企業内において意味を持たなくなった資産を挙げることができる。つまり、使用するために購入された資産であるが、種々の事情により使用することが経済的合理性を持たなくなった例外的な状況にある資産である<sup>(47)</sup>。Gee and Peasnellは、敏感な企業ならばこのような状態になる前に当該資産を処分しているであろうからこのケースはまれであるとしている<sup>(48)</sup>ように、そもそもこのような有形固定資産は固定資産とは言えない可能性もある<sup>(49)</sup>。したがって、現在事業のために使用している有形固定資産と同列で評価することは妥当では

ない。

土地・建物にしても、それ以外の有形固定資産であるとしても、このような状態にあるとすれば、企業にとっての価値の観点からは売却が合理的な意思決定であると考えられ、それゆえ、余剰の土地・建物や土地・建物以外の有形固定資産の一部については正味実現可能価額による評価が求められることになったと考えられる。

(d)  $RC > PV > NRV$ のケース

(d) のケースでは、企業にとっての価値は使用価値となる。このような大小関係が成り立つ資産として、機能が低下した有形固定資産を挙げることができる。機能が低下する原因として、陳腐化・旧式化が挙げられる。機能の低下により将来得られるキャッシュフローが減少するであろう。つまり、機能が低下した有形固定資産は、すでに減損によって取り扱われているものである。FRS11では、減損が生じている指標として次のような事柄を挙げている<sup>(50)</sup>。

- ・当該固定資産が使われている事業において営業損失が発生するあるいはキャッシュアウトフローが発生すること。
- ・当該固定資産の市場価値のかなりの低下。
- ・当該固定資産に関する陳腐化や物的ダメージ。

このように、(d) のケースでは、対象となる有形固定資産が減損しているものとなり、FRS15の対象とはされない<sup>(51)</sup>。

(e)  $NRV > RC > PV$ および (f)  $NRV > PV > RC$ のケース

(e) および (f) のケースの場合、企業にとっての価値は取替原価となる。こ



のような大小関係が成り立つのは「明らかに両ケースとも販売資産<sup>(52)</sup>」である。有形固定資産は販売資産ではないため、このケースはFRS15の対象外と考えていいであろう。

### ③ 評価基準の属性

企業にとっての価値に基づくFRS15の評価基準は以上の通りである。ここで指摘できることは使用目的で所有する有形固定資産を再評価する基準がキャッシュ・アウトフローを意味するものであるということである。

非特化型土地・建物の評価基準であるEUVは買い手の立場に立って取引価格を故意につり上げるような市場参加者がいない状況を想定した市場購入価格相当額ということができた。特化型土地・建物および一部の土地・建物以外の有形固定資産の評価基準である取替原価は、「現在所有している有形固定資産を、同様の生産・サービス能力をもつ同一 (identical) あるいは実質的に類似 (substantially similar) の新しい資産に取り替えるためのコスト」である<sup>(53)</sup>。ただし、特化型土地・建物については、複数の参加者がいる市場での取引がなされることはめったにない (できない) ため、取替のために必要とされるコストは、対象不動産と「同等の効用をもつ不動産を想定して、現在の標準的な使用資材および設計によって積算して求める<sup>(54)</sup>」ことになる。

このように、FRS15にしたがって、有形固定資産が再評価される場合にはキャッシュ・アウトフローを意味する数値が記録されることになろう。

## Ⅳ 固定資産の再評価による減損会計の問題の解決の可能性

イギリスでは減損の処理と再評価の処理が同時に行われることがある。その場合、減損の処理では、簿価が回収可能なものであるべきであるという考え方に基づいて、キャッシュ・インフローとしての意味をもつ回収可能価額が有形

固定資産の新しい簿価とされ、そしてその新しい簿価にもとづいてその後の有形固定資産の処理（減価償却等）が行われる。しかし、この場合、減損適用前後で簿価の性質が異なってしまう、場合によっては有形固定資産の定義を満たさなくなってしまう、減価償却計算の意味が異なってしまう、自己創設のれんが計上されてしまうだけでなくその金額が明らかではないことという4つの問題が生じる可能性がある。

ところが、再評価が同時に行われる場合、これら減損を適用する場合に生じた問題を解決できる可能性が高い。

再評価が行われる場合、使用目的の有形固定資産にはEUVあるいは取替原価というキャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ金額が付されることになる。それぞれの数値が意味するところは、それぞれの時点において、当該有形固定資産から得られる用役を入手するために必要な金額である。有形固定資産が取得された当初は、キャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ取得原価で記録される。当初時点か再評価時点かという違いはあるものの、キャッシュ・アウトフローとしての意味をもつことに違いはなく、減損が適用された場合のようにキャッシュ・インフローとしての意味をもつ数値で記録されることはない。したがって、再評価が行われることによって、減損会計適用後に簿価の性質が当初の簿価の性質と異なるという問題を避けることができよう。

そして、減損会計が適用された場合および再評価された場合は、減損後の金額あるいは再評価された金額に基づいてその後の減価償却が行われる。ASBがいうように減価償却の意味が、消費した用役を用役消費の結果獲得された成果から差し引くことであるとすれば、消費した用役はキャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ数値に基づいて計算されなければならない。しかし、回収不能分を帳簿から消去するというASBが規定する減損会計のみが適用された状態では、減損会計適用後の減価償却はキャッシュ・インフローとしての意味をもつ数値に基づいて行われることになってしまう<sup>(55)</sup>。この点においても、再評価を行うことによって、有形固定資産の金額がキャッシュ・アウトフローとし

ての意味をもつ金額になるため、減価償却が当初と同じ目的で行われることを保証できよう。したがって、再評価が行われることによって、減価償却の意味が異なるという問題を避けることができよう。

また、有形固定資産を再評価し、FRS15にしたがって区分することによって、取替原価あるいはEUVで評価されている有形固定資産と正味実現可能価額で評価されている有形固定資産が明らかになろう。再評価がなされないとしても有形固定資産の区分は行われるのであるが、減損会計のみが適用される場合には、1つの区分の中に、キャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ取得原価で記録されている有形固定資産と、キャッシュ・インフローとしての意味をもつ回収可能価額で記録されている有形固定資産が混在する可能性がある。しかし、企業にとっての価値から引き出された評価基準に基づいて再評価されることによって、どの有形固定資産を継続的に使用するつもりで、どの有形固定資産が使用を中止する（あるいは中止した）ものであるかが明らかになり、有形固定資産の定義を満たさないものを判別することが可能になる。したがって、再評価が行われることによって、有形固定資産の定義に関する問題も避けることができよう。

最後に、有形固定資産をキャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ金額で記録することによって自己創設のれんの計上を避けることができよう。そもそも、有形固定資産については、当該有形固定資産の用役消費額とその消費によって獲得された成果との差によって、企業が当該有形固定資産を効率的に（どのようにうまく）使用したかどうかを判断してきたと考えられる。類似の業種であっても、その有形固定資産の使用方法によって、当該有形固定資産の用役消費額とその消費によって獲得された成果との差は異なるものとなるであろう。企業ごとによって異なるその差が、有形固定資産の効率的な使用（どのようにうまく使用したか）をみる指標であり、企業の能力を表すものといえ、あくまでも用役の消費時に明らかになるものであった。しかし、減損会計のみが適用されると、用役の消費時にその差は明らかにはならず、減損会計が適用さ

れたときの減損損失が少なく計上されるという形で減損損失の計算に含められてしまう。したがって、企業ごとにその差が表れることはない。つまり、減損会計のみが適用された場合、自己創設のれんが計上されるという点にとどまらず、有形固定資産を利用した経営の巧拙も表すことができなくなってしまう。

しかし、再評価を行うことによって、自己創設のれんの計上を回避することができよう。したがって、有形固定資産を利用した経営の巧拙も、その後の減価償却計算を通じて明らかにすることができるようになる。

以上のように、有形固定資産の再評価を行うことによって、減損会計において問題点とされる点を解決することができる可能性を指摘できる。

## V おわりに

以上、イギリスで行われている有形固定資産の減損および再評価について検討してきた。世界各国で減損の処理が求められるようになってきているが、イギリスのように回収不能額の切り捨てとみる場合には、減損の処理によって、当初から行われてきた有形固定資産に対するキャッシュ・アウトフローの配分という処理と矛盾する点が出るだけではなく、自己創設のれんの計上という会計全体にまたがる問題までもが出てくることになる。

本稿では、減損だけではなく、キャッシュ・アウトフローとしての意味をもつ数値によって再評価を行うことによって、減損会計の適用時には問題とされた事柄をすべて回避することができる可能性を指摘した。

以上のことを指摘できたことは事実であるが、一方でいくつかの新たな検討課題も浮かび上がってきた。

まず、再評価の際に用いられる評価基準はキャッシュ・アウトフローとしての意味をもつけれども、決して当初のキャッシュ・アウトフローと同じ金額にはならないということであり、当初のキャッシュ・アウトフローと評価時点でのキャッシュ・アウトフローの差である再評価積立金の性格についてである。

再評価によって有形固定資産の金額が切り下げられる場合、再評価積立金が計上されることになる。再評価の結果、取替原価（あるいはEUV）が取得原価を下回る場合、再評価積立金は回収可能価額から取替原価（あるいはEUV）を差し引いた金額であり、再評価した時点で新しく当該有形固定資産を取得した企業と比較して不利な状態におかれていることを示すであろう。一方、再評価の結果、取替原価（あるいはEUV）が取得原価を上回る場合、再評価積立金は再評価した時点で新しく当該有形固定資産を取得した企業と比較して有利な状態におかれていることを示すであろう。この再評価積立金は減価償却と同時に利益剰余金に振り替えられていくことによって、耐用年数が到来した場合には帳簿からなくなる。つまり、再評価積立金が計上され、取り崩される意味をさらに詳細に検討しなければならない。

次に、有形固定資産の再評価が行われることによって減損会計で問題とされる事柄を避けることが可能であると考えられるが、依然として有形固定資産を再評価しないという会計方針も認められている点である。先に示した統計によると、イギリスにおいては有形固定資産を再評価する企業が多いが、有形固定資産を再評価しない企業が存在するのも事実である。それらの企業の財務諸表をどのように比較することが可能なのかという点が新たな問題として挙げられる。

最後に、再評価される他の項目との整合性である。例えば、一定の有価証券も時価評価され、その評価損益が総認識利得損失計算書に計上される。有形固定資産という実物資産と有価証券という金融資産という違いがあるが、ともに評価時点での評価額で再評価され、評価損益が総認識利得損失計算書に計上されるという点では共通の性質を持っている。したがって、上に示した2つ目の検討課題を明らかにすることができれば、この3つ目の検討課題も明らかにすることができよう。

(注)

- (1) [30] p.106。
- (2) [38] p.79。
- (3) [7] par.6。ここでの原価は、当該資産を使用可能な状態にするために直接帰属させることができる費用を含む ([7] par.7)。
- (4) [7] par.77。
- (5) [7] par.43。カレント価値について、ASBはとくに言及していない。ここでは、再評価される場合の評価額が、先に述べるような取得原価以外の金額という意味でカレント価値という言葉が使われていると考えられる。
- (6) [7] pars.53 and 59。なお、再評価は毎年行わなければならないわけではなく、最低5年に1回の完全な再評価 (full valuation) と3年目における暫定再評価 (interim valuation) が行われればよい。ただし、重要な価値の変動が生じた場合には1、2、4年目に暫定再評価がなされなければならない ([7] pars.45)。
- (7) [7] Appendix I。その特化した性質は土地・建物の建設、配置、規模や地理から生じるものかもしれないし、それらの要素の結合によって生じるかもしれない。また、建物の中に設置される機械装置の性質・機能によるものかもしれない。また、建物が提供される目的によるものかもしれない。特化型土地・建物の例として次のものが挙げられる。
  - ・石油精製所や化学プラント。
  - ・その事業を行っている企業以外にとっては価値を持ちそうにない発電所や造船所。
  - ・当該土地・建物に関する市場がない建物。
  - ・地域内で学校、大学、研究所といった種類の建物を利用する他の組織が参加する競争的な市場がない建物。
  - ・地域内で、病院、ヘルスケア施設、レジャーセンターといった種類の施設を利用したいと思っている他の組織が参加する競争的な市場がない建物。
  - ・公的機関によって提供されている博物館、図書館、その他の類似施設。
- (8) [9] par.13.126。
- (9) [7] Appendix IV par.21。
- (10) [7] Appendix I。
- (11) [20] p.462。
- (12) [7] pars.63 and 65。

- (13) [5] par.8。減損の兆候として次のような事柄があげられている。
- ・当該固定資産あるいは営業権が配置されている事業における当期の営業損失（operating losses）や正味キャッシュアウトフロー、過去の営業損失と正味キャッシュアウトフローの同時発生（combined）、営業損失や正味キャッシュアウトフローが継続して発生するという予測。
  - ・一会計期間中の固定資産の市場価格の重要な低下。
  - ・固定資産の陳腐化または物的損傷の証拠。
  - ・次のような重要な不利な変化。
    - ・主な競争相手の参入のような、固定資産あるいは営業権が含まれる事業または市場の変化。
    - ・事業が行われている領域での法令あるいはその他の規制の変化。
    - ・取得時において固定資産の公正価値を測定するために使われる価値の指標の変化。
  - ・重要な再構築を引き受けるといった経営者によるコミットメント。
  - ・幹部の退職。
  - ・固定資産の回収可能金額にかなりの影響を与えそうな市場利子率あるいはその他の市場収益率の重要な上昇。
- (14) [5] par.14。
- (15) [5] pars.22-23。ここでいう直接的な販売コストとは、テナントを退去させるためのコストや税金などであり、工場を売却する際に生じる余剰人員に関するコストのような事業再構築のためのコストではない。
- (16) [5] par.25。
- (17) [7] par.79, [5] pars.21。
- (18) [7] par.72。
- (19) [7] Exampleを一部変更している。Exampleでは総認識利得損失計算書に計上される金額と損益計算書に計上される金額が例示されているだけで、仕訳は示されていない。
- (20) 再評価時の仕訳についてFRS15は明確に指示していない。再評価時の仕訳については次の2つが考えられる（[13] par.35, [40] pp.29-30）。
- 1つは、有形固定資産自体の金額が減価償却前の再評価価額になるように、有形固定資産と減価償却累計額の金額を比例的に変動させる方法であり、もう1つは、再評価前の減価償却累計額が消去され、資産の金額が再評価金額に改定され

る方法である。いずれの方法をとるとしても、有形固定資産の繰越簿価および再評価積立金の金額に影響は与えないので、本稿ではFRS15と同様に後者の方法によっている。

- (21) FRS15において、再評価積立金の取り崩しの例として、再評価益が計上された後で再評価損が計上される場合に、以前計上された再評価益を取り崩す例が示されているだけであり（[7] Example）、減価償却の際に再評価積立金を減少させる点については明記されていない。そして、財務報告基準第3号『財務業績の報告』（FRS3）においても、売却時に、株主持分変動表において再評価積立金が減額され、利益剰余金（Profit and loss account）が増額されることを示しているだけである（[3] Illustrative example）。

一方、FRS15では、売却や減価償却による再評価積立金の処理について国際会計基準第16号『有形固定資産』（IAS16）と異なる点はないと述べている（[7] Appendix III par.6）。IAS16では減価償却が行われる際に、再評価積立金を均等額ずつ利益剰余金へ振り替え、処分された場合には全額を利益剰余金へ振り替えるよう規定している（[13] par.39）。

これらのことから、FRS15においても、再評価積立金は減価償却が行われる場合や処分が行われる場合に利益剰余金へ振り替える処理が行われる。

- (22) [5] Appendix IV par.1。イギリスだけではなく、米国においても簿価が回収可能であるべき点に言及している（[1]）。
- (23) [45] p.119。
- (24) [5] par.36。
- (25) [5] Appendix IV par.13。
- (26) [25] p.238。
- (27) [7] par.2。
- (28) [44] p.238。当該資産から生じると予想される将来キャッシュフローに基づいて、処分するのか、使用し続けるのかを決定する。
- (29) [5] par.21。
- (30) [7] par.78、[45] pp.9-15。
- (31) [22] p.67、[36] p.158。
- (32) [7] Appendix IV pars.19-21。

この企業にとっての価値という概念はFRS15の設定の際に生み出されたものではなく、1970年代から、会計基準設定機関が公表してきたレポートの中でも主張



されてきた。例えば、会計諸概念を定義するための活動として1975年に会計基準運営委員会（Accounting Standards Steering Committee、のちのAccounting Standards Committee：以下ASCという）によって『コーポレートレポート』（[8]）が公表された。この中で、企業にとっての価値は多様な時価システムの最良の特徴を利用する利点があり、理論的長所は否定できず、好ましい測定基準であると位置づけられている（[8] par.7.38）。さらに、ASCの概念フレームワークとして、ソロモンズによる『財務報告基準のためのガイドライン』（以下、『ソロモンズ・レポート』という）（[15]）が公表され、取得原価モデルの欠陥を指摘した上で、企業にとっての価値による測定を主張している。最近では、ASBが概念フレームワーク（[6]）を公表しており、その中で企業にとっての価値が選好されている。なお、イギリス会計基準設定機関の変遷については [24] が詳しい。

- (33) [16] p.285。
- (34) [33] p.50。
- (35) [16] p.285。
- (36) [16] p.285。
- (37) [6] par.6.7 (a)。
- (38) [33] pp.51-52。
- (39) [2] par.5。
- (40) [17] p.218。調査対象となった英国企業の70%が土地・建物を再評価している一方、その他の有形固定資産については2%しか再評価していない。つまり、再評価がなされている有形固定資産のほとんどが土地・建物である。
- (41) [18] p.97。
- (42) [9] p.243。
- (43) [43] p.158。
- (44) [7] Appendix I。
- (45) [10] par.13.137。
- (46) [10] par.13.136。土地・建物以外の有形固定資産を市場価値で貸借対照表に計上する実務は比較的まれであるけれども、会社法で認められている。
- (47) [32] p.128。
- (48) [12] p.244。ただし、取替原価>正味実現可能価額>使用価値になった時点と実際の売却時点にタイムラグがある場合には、必ずしも処分されているとは限らないため、このような状態にある有形固定資産が保有されている可能性がある。

- (49) [7] par.2. FRS15によると、有形固定資産とは、物理的実体があり、報告エンティティーの活動において、継続的に、財・サービスの生産・供給で使われるため、他人に貸し出すため、管理目的のために所有される資産であるとされる。つまり、販売目的の資産ではなく、使用目的の資産である。したがって、注(48)で挙げたような一時的なタイムラグの問題を除くと、使用目的ではない資産は有形固定資産ではない。
- (50) [5] par.10.
- (51) なお、 $RC > NRV > PV$ の場合にも、機能が低下した有形固定資産が含まれよう。その場合には、この場合と同様にFRS15の対象とはされない。
- (52) [32] p.122.
- (53) [7] par.2. これまで使用されてきた有形固定資産を再評価する場合には、これまでの使用によって低下した価値の部分を差し引いた金額としなければならないため取替原価に減価償却の影響を反映させた金額で再評価することになる。
- (54) [20] p.462.
- (55) [11] par. アメリカのように減損を「事実上の再投資」とみなす場合には、異なる見解となるかもしれない。

(参考文献)

- [1] American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Research Bulletin No.43; Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, 1953.
- [2] Accounting Standards Board, Statement of Standard Accounting Practice No.12; Accounting for depreciation, 1987.
- [3] —, Financial Reporting Standard No.3; Reporting financial performance, 1992.
- [4] —, Exposure Draft, Statement of Principles for Financial Reporting, 1995.
- [5] —, Financial Reporting Standard No.11; Impairment of fixed assets and goodwill, 1998.
- [6] —, Statement of Principles, 1999.
- [7] —, Financial Reporting Standard No.15; Tangible fixed assets, 1999.
- [8] Accounting Standards Steering Committee, The Corporate Report, 1975.

- [9] Chambers, R. J., *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall, 1966.
- [10] Deloitte & Touche, *GAAP2000 UK financial reporting and accounting*, The Institute of Chartered Accountants, 1999.
- [11] Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.121; Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, 1995.
- [12] Gee, K. P. and Peasnell, K. V., *A Pragmatic Defence of Replacement Cost*, *Accounting and Business Research*, Autumn 1976.
- [13] International Accounting Standards Board, *International Accounting Standard No.16; Property, Plant and Equipment*, 1993.
- [14] Solomons, D., *Economic and Accounting Concepts of Cost and Value*, *Modern Accounting Theory*, 1966.
- [15] Solomons, D., *Guidelines for Financial Reporting Standards*, Institute of Chartered Accounting in England and Wales, 1989.
- [16] Stamp, E., *Income and Value Determination and Changing Price-levels: an essay towards a theory*, *The Accountant's Magazine*, June 1971.
- [17] Sutton, T., *Corporate Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall, 2000.
- [18] Whittington, G., *Asset Valuation, Income Measurement and Accounting Income*, *Accounting and Business Research*, Spring 1974.
- [19] 秋葉賢一、「事業用資産の再評価」『企業会計』第55巻第1号、2003年。
- [20] 新井清光編著『英和会計経理用語辞典（第2版）』中央経済社、1999年。
- [21] 岡田依里、「自社製造無形資産の取扱いをめぐる英・米利益概念の考察」『会計』第158巻第2号、2000年。
- [22] 川村義則「減損会計における現在価値と公正価値」『企業会計』第52巻第2号。
- [23] 菊谷正人、「英国における新しい財務諸表」『政経論叢』1994年。
- [24] ——、『国際的会計概念フレームワークの構築』同文館出版、2002年。
- [25] 北村敬子「減損計上にもみるキャッシュフロー割引計算」、北村敬子・今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』中央経済社、2001年。
- [26] 斉野純子、「実現の位置づけの変化と財務業績の特質—イギリスにおける展開を中心に—」『会計』第162巻第3号、2002年。
- [27] ——、「イギリス財務業績報告の基本思考—情報セットアプローチによる利益操作の排除—」『企業会計』第56巻第6号、2004年。

- [28] 榎原英夫、「『企業にとっての価値』主義会計論」『富大経済論集』第30巻第3号、1985年。
- [29] ——、「米国における減損会計」、現代会計研究会編『現代会計研究』第14章、白桃書房、2002年。
- [30] 篠原繁、「固定資産の減損と『企業にとっての価値』」『産業経理』第62巻第1号、2002年。
- [31] ——、「固定資産の償却と減損」『会計』第162巻第5号、2002年。
- [32] 白石和孝、「『折衷的評価技法』を巡る若干の問題—『企業にとっての価値』の定義と評価基準選択プロセスに係わる問題点」『三田商学研究』第29巻第5号、1986年。
- [33] ——、「『イギリスの暖簾と無形資産の会計』」税務経理協会、2003年。
- [34] 関口博正、「オーストラリアの会計制度」、若杉明編著『会計制度の国際比較』第5章、中央経済社、1999年。
- [35] 醍醐聰「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第157巻第6号。
- [36] 田中建二、「現在価値測定と内部創出のれん」、現代会計研究会編『現代会計研究』第15章、白桃書房、2002年。
- [37] 田中弘、「『イギリスの会計基準 形成と課題』」中央経済社、1991年。
- [38] 田中弘、「『イギリスの会計制度』」中央経済社、1993年。
- [39] 照屋行雄、「イギリスにおける『真実かつ公正な概観』の原則の性格」『国際経営論集』第3号、1992年。
- [40] 広瀬義州、間島進吾編、『コンメンタール国際会計基準Ⅳ』税務経理協会、2000年。
- [41] 町田祥弘、「英国における収益認識規準の展開」、中央青山監査法人研究センター編『収益の認識 グローバル時代の理論と実務』第2章、白桃書房、2004年。
- [42] 安田忍、「イギリス固定資産会計に関する一考察—会計の創造性と財務報告上の課題—」『金沢経済大学経済研究所年報』第3号、1992年。
- [43] 李精、「企業にとっての価値—理論と問題点—」『三田商学研究』第29巻第5号、1986年。
- [44] 田中建二、「グローバル・スタンダードへの課題」、伊藤邦雄編『時価会計と減損』第12章、中央経済社、2004年。
- [45] 米山正樹、『減損会計—配分と評価—（増補版）』森山書店、2003年。

(おの まさよし 本学専任講師)